

平賀明彦著

『戦前日本農業政策史の研究』

— 1920 - 1945 』

評者：横関 至

評者は農業政策史研究については素人であるが、農民運動と政党政治との関わりを検討してきた者として農業政策には強い関心を持っていた。しかも、本書は大学院で共に学んだ著者によって上梓されたものである。一層の期待をもって、書評に取り組むこととした。非専門家であるので狭い視野からの的外れの指摘も多岐かもしれないが、その点のご寛恕を乞う。

著者は東京で生まれ都立青山高校を卒業後、新潟大学に進学し、古厩忠夫氏、芳井研一氏に師事した。1978年に卒業後、一橋大学大学院に進学し、藤原彰氏、田崎宣義氏に学んだ。一橋大学助手を経て、現在は白梅短期大学教授である（以上、「あとがき」より）。本書は、1985年に発表された論文から書き下ろし論文まで、長年の研究をまとめたものである。

1 本書の概要

本書の構成は、以下の通りである。

「序章 課題と方法

第1章 第一次大戦期・大戦後の農業問題と農政

第2章 1920年代後半の農業政策

第3章 農業政策の転換と経済更生計画

第4章 日中戦争の全面化と農業政策

第5章 戦時農業統制の本格化と農業経営適正規模

終章 総括と展望』

本書の主張の骨子を紹介しておこう。まず、2つの「農政基調」の存在が提起されている。1つは、「石黒農政と呼ばれた小作法を中心に据えた耕作者保護の政策がそれである」（53頁）。この政策構想は、「小作農の耕作権の確立」、「小作組合の法認」、「相当小作料の設定による高額小作料の実質的引き下げ、にまで踏み込んだことで画期的なものであった」（54頁）。この構想は、「戦前農政を通底する考え方であったと言える」（54頁）。もう1つは、「小作立法の基本線が変わって、恐慌対策として農業政策の中心的位置を占めたのが経済更生計画であった」（157頁）。「それらは石黒農政の下で一貫して進められてきた小作立法を軸とする農地政策を継承するものではなかった」（161頁）。新たな「農政基調」は、「生産関係の問題には触れることなく、専ら生産過程の計画化、流通過程の合理化に政策の重点が集中するという特徴」（162頁）をもち、「農地政策的要素が欠落することになった」（162頁）点が特徴であった。2つの「農政基調」を決定したものは、1920年代には「争議状況」であり（147頁、356頁）、1930年代には恐慌であった（157頁）。「生産関係の問題」に対処しているか否かで、この2つの「農政基調」は区別された。その場合に使用されている「生産関係」とは、「地主的土地所有関係」（248頁）のことであった。

1920年代の政策の基本線であった「小作法の立法化」（157頁）という方向が主流から外れた時期にも、それを継承しようとする動きが存在した（227 - 231頁）。その代表が、和田博雄であった（228頁、234頁）。和田は、「小作立法の系譜を農地政策的に引き継ぎ、水面下ではあ

たが、後の農地調整法に結びつく政策構想の具体化を図っていた」(234頁)。

1937年の日中戦争の全面化という事態のもとで、「農政基調」が転換した。「1937年中に農地調整法案として整備されていった」(254頁)ことを、次のように評価する。「このことは、これまで農業政策全体の中で傍流に追いやられていた、1920年代石黒農政の系譜を受け継いだ農地立法構想が、国家産業政策の重化学工業拡充第一主義への急速な転換、そして戦争の全面化を契機としたその即時的具体化の過程で、それまでの主流であった更生計画-特別助成事業に変わって中心的役割を果たすようになったことを意味していた」(同上)。

政党政治との関わりでは、「政策の出し入れ」という評価(5頁, 364頁)が下されている。「政策の出し入れの問題とも言えるが、政党内閣時代に、政友会内閣の場合は自作農創設を、憲政会・民政党内閣の時には小作法をという形で使い分けが行われた官僚的手法は、小作法、経済更生計画の移行についても同様に説明できると考えられるのである」(364頁)と。

石黒忠篤ら「農政官僚」への評価としては、「帝国主義官僚としての本質」(14頁, 55頁)、「国家官僚の本質」(363頁)という規定が与えられている。そこから、「彼等の『革新性』についても、その評価は相当の留保をもって行う必要があるだろう」(362頁)との把握が示される。その上で、1930年代の石黒忠篤について、著者は次のように評する。「強力な軍部の下で日本そのものがひた走っていた侵略主義に便乗して、当面する農業問題の解決を図ろうとしていた国家官僚の本質を象徴的に示していた」(363頁)と。

農地改革への見通しについては、農林官僚であった東畑四郎の回想について「軍に限らず、官僚機構にあっても地主制の解体などは誰も考

えておらず、農林省の一部官僚のみが『夢』をいざ形でその実現を構想として持っていたというのである」(367頁)と紹介している。その上で、著者の次のような見解が示される。「戦前とりわけ戦時農業政策と戦後農地改革以後の自作農体制との関係を考えると、その連続面を見出すとすると、このような『夢』の系譜と、戦時に固有の農業課題との関わりで達成された地主制の弱体化の露払い的役割に求めることができるであろう」(368頁)と。

このように、本書は1920年から1945年までの農業政策における2つの「農政基調」を析出し、時期毎の「農政基調」の変化と相互関係の推移を日本資本主義の展開、戦争の進展との関わりで位置づけようとした著作である。本書の特徴は、「生産関係の問題」に対処しているか否かで区別される2つの「農政基調」を析出したことである。個別実証においては、第2章の地方小作官の分析が注目される。

2 研究史整理についての疑問

本書の主題に関しては厚い研究史があるので、どのような研究史整理がなされるのかが興味的であった。しかし、その研究史整理には多くの疑問を抱かざるを得なかった。

まず、著者の議論の根幹を批判した南相虎(ナム サンホ)氏の『昭和戦前期の国家と農村』(日本経済評論社、2002年)への対応に関する疑問である。南氏は、「経済更生運動では大正期の小作・農地政策を継続しており、一般にいわれる如く、生産関係について触れていないわけでもなかった」(南氏著書、115頁)と主張し、著者の「恐慌以後の農業政策の流れの中で、これまで全く除外されていた生産関係=地主的土地所有関係」(「日中戦争の拡大と農業政策の転換」『歴史学研究』544号、1985年、10頁。本書第3章、第4章参照)という把握について、

「間違っていたことは確かである」（南氏著書、118頁）と批判した。この批判について、本書は本文では言及せず、注において「農地に関わる内容が更生計画に盛り込まれていたことで拙稿に対する指摘があったが」（236頁注5）と記すのみである。「間違っていたことは確かである」と指摘されていることには、ふれていない。その上で、次のように記している。「小作法制定を軸としたこれまでの農政基調との対比の上での象徴的な意味であって、政策の内容に農地問題に関わるものが皆無であったということではない」（同上）と。「全く除外されていた」と規定していた著者が「皆無であったわけではない」と認めたのである。これは、南氏の批判を受け入れたことになる。では、著者は自己批判したのかというと、そうではない。著者は「象徴的な意味」で使用した表現であるので問題ないという立場をとっているのである。だが、歴史的事実の評価をめぐる論戦において、「象徴的な意味」で記したと弁明しても反論とはならない。自説の正しさを証明する資料を提示して、反批判を展開すべきであったろう。さらに、反批判を展開しないまま、「生産関係の問題には触れることなく」（162頁）とか、「農地政策的要素が欠落することになった」（162頁）という表現で、批判の対象となったのと同様な説が提示されていることにも、疑問を抱かざるを得ない。南氏の批判に対しては、「序章」で反批判を展開し、自己の主張の正当性を提示すべきであったろう。

次に、小倉武一氏の『土地立法の史的考察』（農林省農業総合研究所、1951年）に関わる疑問である。まず、この書の取り扱いについてである。小倉氏は1933年に文官高等試験に合格して1934年に農林省に入省し、1938年から1942年までは召集とハノイ赴任のため本省から離れる期間があったが、1946年5月から1949年6月

まで農政局農政課長の職にあり農地改革実施の責任者となり、のちに農政局長を経て農林次官となった人物である（戦前期官僚制研究会編・秦邦彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東大出版会、1981年、49-50頁および小倉武一『ある農政の遍歴』新葉書房、1967年）。そうした経歴を有する農林官僚の手に成る本文864頁の大著であり、この分野での古典として位置づけられてきた著作である。小倉氏の説への批判点を明示することは、立論上避けられなかったはずである。しかし、本書では、「石黒農政」についての先行研究として位置づけている（14頁）ものの、何を継承し何を批判するかということは提示されていない。しかも、56頁注6では、当該著書について「『小倉武一著作集3巻 土地立法の史的考察』（農山漁村文化協会、1982年）」としており、親本が1951年に刊行されたことは明記されていない。次の疑問は、引用の仕方についてである。小倉氏は、1931年の「小作法案の流産以来昭和11年（1936）に至るまで土地立法は再びとり上げられることはなかった」（小倉氏著書、615頁）理由として、3点を指摘した。第1に「恐慌の故に、地主層をして若干の譲歩を意味する小作法を甘受する余裕を失わしめ、また大正15年（1926）以来開始した自作農創設維持は昭和の恐慌の故に破綻に瀕し、土地立法を企図する経済的基盤を欠いていた」（同上）こと、第2に「わが政治権力が『絶対主義的』色彩を残存させたまま全体主義的特徴を有つに至つた」（同上）という政治情勢の変動、第3として「政府の弾圧によって多くの農民組織も破壊され、またその中央組織も分裂と分立を重ね漸次右翼化の傾向をとり、農民運動の尖鋭さも失われてきた」（同上）という農民運動の変化を指摘されている。ところが、本書では第1の理由のみが小倉説（本文162頁、236頁注4）として取り上げられ、自説

の根拠とされている。何故、政治情勢の変動や農民運動の変化という要因を捨象しうるのかについての説明はなされていない。こうした引用の仕方には、疑問を抱かざるを得ない。3つめの疑問は、土地立法の再登場についての小倉氏の説への対応である。小倉氏は、土地立法の再登場について次のように指摘されている。「戦争経済の過程は土地立法についても無関係ではなかった。大正9年以降企図された土地立法は、新しい衣装をまとい新しいイデオロギーを飾って再び登場することになったのである」（小倉氏著書、615頁）。これは、本書の「2つの農政論」と密接に関連する指摘ではなからうか。しかし、この点に言及されていない。4つめの疑問は、小倉氏の戦時農政についての把握への対応についてである。小倉氏は、「地主的土地所有権に制約を加えこれを分解に導いたのは主として戦時農地立法と食糧管理政策であったが、それは本格的農地政策というよりも、戦時の物価政策、食糧政策、財政政策の賜であった。従つて、それは臨時的権力的性格をもつものであった」（小倉氏著書、860 - 861頁）と主張されている。この小倉氏の説は本書の戦時農政についての議論とは異なるものであり、批判の対象にされねばならなかったはずである。しかし、ここでも、著者の批判点は示されていない。この他、小倉氏は無産政党や農民組合の小作立法への対応や農地制度改革同盟の農地制度改革案を分析しているが、本書ではこれらの問題は検討されていない。本書の立論に際しては、この小倉氏の著書はまず第一に検討されねばならぬ著作であったはずである。

奥谷松治氏の研究のとりあげ方にも、疑問がある。奥谷氏の『再編成過程の農業機構』（東洋書館、1940年）に言及し、労働力流出問題の評価をめぐって検討されている（301頁注55）。しかし、この著作は労働力流出問題だけではな

く、工業と農業との「不均衡」の問題についての指摘（奥谷氏著書、248頁）や、新体制と農業政策との関わり（同上、49頁）等、本書の主題に関連する事柄を論じている書物である。批判や同意点を記しておくべきであったろう。なお、奥谷氏の『近代日本農政史論』（育生社、1938年）は「小作立法の史的考察」や「最近に於ける土地政策の推移」という章を有し本書の主題と直接に関わる著作であるが、何故か言及されていない。

次に、本書では2つの異なる「農政基調」の存在や「政策の出し入れ」という把握が提起されているが、これが正しいと主張するためには批判しなければならない先行研究がある。橋本伝左衛門他監修・日本農業研究所編著『石黒忠篤伝』（岩波書店、1969年）と大竹啓介編著『石黒忠篤の農政思想』（農山漁村文化協会、1984年）である。まず、『石黒忠篤伝』は、石黒忠篤の思想と政策について、「吸収された思想は、時代と客観情勢によって陰影を異にし、強くあるいは弱く表現される」（『石黒忠篤伝』14頁）と把握し、「あれほど情熱を打ち込んだ小作立法が、政友会の握りつぶしにあって葬り去られたあと、彼はそれに代わるべきものとして協調的な小作調停法や自作農創定へ方向転換した」（同上、50頁）と評している。この説は、2つの異なる「農政基調」が存在したとする本書の立論と大きく異なるものである。著者はこの説をどう批判し自説を組み立てているのかを明示すべきであったろう。ところが、『石黒忠篤伝』については、本書は50頁、61頁注82、62頁注84でふれるのみであり、上記の問題には言及していない。次に、石黒忠篤研究の第一人者で農林官僚の経歴を有する大竹啓介氏は、「農林官僚達は政権交代ごとに政策の『看板』をぬりかえて『一步前進』のために政党大臣に食い込んだ。石黒氏は、農林省における

このような一種の『行政的マキアベリズム』と『役人の狡知』の伝統の開祖でもあったのである」(前掲『石黒忠篤の農政思想』481頁)と主張された。この見解は、本書の「政策の出し入れ」という主張の先駆とみなしうるものである。しかし、本書では何等検討されていない。

本書の具体的分析の要となっている地方小作官の分析についても、従来の研究との関わりで問題がある。大竹啓介氏は、小作官制度の位置づけについては、「農務局の適切な人事配置と絶妙な行政運用」によって「地主擁護に働くとみられていた機能を見事逆転させて、小作農民のための『護民官』的役割を果たすことになった」(前掲『石黒忠篤の農政思想』480頁)と記している。これに対し、本書では次のような評価が下されている。「小作法の立法化をなし得なかった石黒ら農政官僚は、小作法趣旨の体现をその運用過程で果たし、また、その調停事例を積むことにより小作法の実現に結びつけていこうと考え、その目的のために独自のシステムをつくりあげた。地方小作官制度がそれである」(63頁)。どの点で大竹氏の見解を継承し、どの点で異なっているのかを、明示する必要がある。ところが、本書は9頁注4、56頁注7、150頁注13、235頁注2において著作の紹介がされているのみで、大竹氏の見解への評価は示されていない。また、農地調整法と地方小作官との関わりについて検討されている庄司俊作氏の『日本農地改革史研究』(御茶の水書房、1999年)は無視されたままである。さらに、拙著『近代農民運動と政党政治』(御茶の水書房、1999年)は、地方小作官について「地方小作官は地方政治の場における内務官僚と農林官僚の接点として、さらには農政における中央と地方の結節点として枢要の地位にあった」(拙著、185頁)と記し、相当小作料と地方小作官、憲政会系知事の関わりについても、「相当小作料について

県当局の積極的取組を招来した要素の1つとして、地方小作官の存在を逸することはできない」(拙著、184頁)との見解を示した。これについても、検討されていない。同一主題を取り扱った研究を無視しての自説提示には、疑問を抱かざるを得ない。

政党政治の時期の農政についての研究史整理でも、疑問がある。まず、政党内閣の時期の農林官僚について、本書は「政党政治下の農政は、政権党が政友会か民政党かによって、自作農創設と小作法を出し入れするといった政策展開を行っていたのである」(5頁)と指摘している。364頁でも同様の記述がある。そこでは、農林官僚が一体のものとして把握されており、官僚間に政策的相違があったことは看過されている。しかし、前掲拙著は本書とは異なる把握を提示していた。拙著は、小作法推進派の民政党と拒否した政友会という政党間の政策構想の違いは大きいものであり、政友会内閣と憲政会・民政党内閣との違いは歴然としていたと主張し、官僚も政友会系官僚と民政党系官僚とに分化し異なる政策構想を有しており、農林官僚を一枚岩として把握することはできないと見なしていた。本書においては、こうした見解は検討の素材にもなっていないのである。次に、1927年の警保局の方針を内務省の方針を代表するものと位置づけ内務省の「警察力による争議取締まり方針」と「反対の立場を表明していた」農林省の方針とを対比させていること(112頁)への疑問である。前掲拙著で明らかにした如く、内務省には農民運動への対処として2つの方針が存在しており、田中政友会内閣と憲政会・民政党内閣の時期の方針とは異なるものであった。田中政友会内閣の時期の内務省の方針だけから内務省を論じることはできない。この説を批判した上で、自説を提起すべきであったろう。

農地改革と戦時農政との関わりについては、

庄司俊作氏の前掲『日本農地改革史研究』は本書の主題からして検討を避けられない書物である。ところが、9頁の注7で、農林官僚の東畑四郎について「官僚論としての分析」を行っている書物と触れているのみである。しかも、東畑四郎について論じた本書367-369頁においては、1章を設けて東畑四郎を論じていた庄司氏の著書は検討されていない。さらに、石黒農政の再検討、戦時農政と農地改革との連続面、農林官僚の役割、和田博雄の位置づけ等、本書と密接に関わる庄司氏の議論は無視されている。なお、庄司俊作氏の所説についての評者の見解は、拙稿「書評 庄司俊作著『日本農地改革史研究』」（『大原社会問題研究所雑誌』498号、2000年5月）を参照されたい。

さらに、本書では、1920年代の農民運動の中心地であった地域を対象とし農民運動と農政との関わりを具体的に論じた著作が何等検討もされず無視されている。5頁にわたる「主要参考文献一覧」（381-386頁）にも、掲載されていない。無視された研究とは、農民運動先進地であった奈良県と香川県に関する研究である。奈良県を主対象とした竹永三男氏の『近代日本の地域社会と部落問題』（部落問題研究所、1998年）は、「第7章 日露戦後-1920年代の農民運動と地域社会」において農政について検討されている。香川県を主対象とした前掲拙著『近代農民運動と政党政治』は、県当局の農民運動対策、地方小作官の位置づけ、民政党と政友会の農民運動対策の違い、内務官僚における2つの農民運動対策と民政党・政友会との関わり等を検討したものであり、本書の主題と密接に関わっている書物である。1920年代を対象とした本書第1章、第2章の初出論文は2002年、2003年に発表されている（379頁）。1998年刊行の竹永氏の著書や1999年刊行の拙著については、当然知り得たはずである。ところが、両

書への言及は全くなされていない。

このように、先行研究の取り扱いにおける本書の第1の特徴は明確な批判と反批判がなされていないことであり、第2の特徴は自説と異なる学説への批判を行わず無視したままで立論されていることである。こうした研究史整理であったが故に、どのような説を批判し何が新しい論点なのかという最も根本的な問題が判然としないままになっている。

3 内容上の疑問点

研究史整理の項で言及した事柄の他に、次の諸点に疑問を持たざるを得なかった。

1つは、農民運動対処の責任を負っていた内務官僚との関わりを検討せずに「農業政策」を論じていることについての疑問である。本書でも触れられているように、1920年代の小作争議、農民運動にどのように対処するかということは、農林官僚の政策策定において大きな要素を占めていた。1920年代の農政が直面せざるを得なかったのは、全国的指導部を有して経済的活動のみならず政治的活動をも展開しはじめた農民運動であった。それ故に、政治家や官僚が強い危機感をもって農政のあり方を再検討して事に臨んだのである。しかも、前掲拙著で検討した如く、1920年代後半の時期の農民運動対策においては、内務官僚、農林官僚の一部と憲政会・民政党の対応は基本的に一致しており、政友会およびそれを支持する内務官僚、農林官僚の政策とは大きく異なるものであった。そこでは、内務省、農林省という「省庁の枠を越えた官僚間の政策上の近似がみられた」（前掲拙著、187頁）のである。政党政治の時期の農業政策を分析する際には、内務官僚や既成政党の検討は不可欠なものであり、農林官僚のみを対象として議論するだけでは不十分であるといつて過言でない。

2つめは、異なる「農政基調」を生み出した要因の捉え方についての疑問である。本書は、1920年代の政策については「争議状況」で説明し、1930年代の政策については恐慌で説明している。そこでは、1930年代の「政策基調」と「争議状況」との関わりは何等検討されていない。これでは、農民運動の現状と政策との関わりという問題が看過されてしまう。1920年代の農民運動の主流が鎮圧され農民運動のあり方が大きく変化したことと「農業政策」のあり方との関連については、考察されていない。政党政治の崩壊という政治情勢の変動との関わりも、検討されていない。政治情勢や農民運動の動向の分析を視野の外に置いたままで「農政基調」を析出しうる根拠とは、何であろうか。評者は、その根拠を本書に見出す事はできなかった。

3つめは、政党政治との関わりの評価についてである。2つの疑問点がある。まず、石黒忠篤の転任の評価である。田中政友会内閣発足後の1927年5月に石黒は農務局長から蚕糸局長へ転任となり、浜口民政党内閣成立後の1929年7月に農務局長に再任された。『石黒忠篤伝』は田中政友会内閣時の蚕糸局長への転任を「左遷」（188頁）と評価している。1920年代後半から1930年代初頭の時期には、石黒は農林省における「民政党系官僚」と見なされていたのではなからうか。本書は、「それらの政策分析に当たっては、最終的にその構想・立案を手がけた農政官僚の性格分析が必要である」（8頁）との課題を設定していた。そうだとするならば、この石黒の人事異動と政党政治との関連をどのように位置づけるかは看過できない事柄であったはずである。しかし、この人事について、本書では検討されていない。なお、石黒自身は、1934年の著作『農林行政』（日本評論社）では、「いかなる政党が政権に就こうが、それとはほとんど没交渉に、行政自体はその独自の建て前をもっ

ている」と記している（『石黒忠篤伝』49頁）。次の疑問は、1931年の小作法案の議会上程についての評価についてである。本書は、「草案が曲がりなりに小作法案として議会上程にまでこぎつけたのは、単純に、政友会と憲政会・民政党の政策方針の相違のみに帰することはできず、これまで述べてきたような農林省の制定への努力とそれを下から支える勢力が存在していた事が大きかったと考えられる」（106頁）と記している。こうした把握では、何故に浜口民政党内閣の時に政府案として上程しえたのかという理由を解き明かすことはできない。しかも、何の論証もなしに、従来の研究への言及もなしに、農林省主力説とでもいう説が提起されているのである。

4つめは、「帝国主義官僚としての本質」（14頁）とか、「農政官僚の帝国主義官僚としての本質」（55頁）という表記に関する疑問である。本書では、「石黒ら農政官僚の帝国主義官僚としての本質に迫った林宥一氏の所論には多くを学んだ」（14頁。56頁注8も参照）として、「帝国主義官僚の本質」という評価が用いられている。そこでは、「本質」とは何かについて規定することなしに、論じられている。また、どのような分析手続きによって「本質」を抽出し得るのかは提示されていない。しかも、「帝国主義官僚の本質」という規定からは、農林官僚の間での政策的差異とか内務省と農林省の対応の違いという問題はとるにたらない問題となってしまう。「2つの農政基調」の違いを強調していることとの整合性が問題となる。なお、本書が依拠しているのは、林氏の歴史学研究会での大会報告（「第一次大戦後の農民問題」『歴史学研究』別冊特集、1981年11月）である。当日の質疑で、石黒農政の規定や官僚評価が批判の対象となった（同上）。評者は、1989年に次のように批判した。「政策立案グループの変化や運

動対策をめぐる農林官僚間の対立という問題は、等閑視された。また、政党と官僚との関連という問題は、視野の外に置かれていた」（拙稿「1920年代後半における地方政治と農民運動」『大原社会問題研究所雑誌』367号、1989年6月。前掲拙著『近代農民運動と政党政治』206頁注4）。本書では、林氏の説に対する諸批判については、何等言及されていない。自説の立脚点となっている論文への批判に目を配り反批判をおこなうという作業こそ、自己の評価基軸をさらに確かなものにしていくことに繋がるものである。こうした作業がなされていないが故に、本書は林氏と同様の問題点を有するものとなった。

5つめは、「地主利害」という場合に「不在・不耕作地主」、「在村・耕作地主」の区別が適用されていないのは何故かという疑問である。本書では、戦時の農地政策が「食糧管理の枠組みを利用し、小作料収取における地主利害をほとんど壊滅的なところにまで追い込んだことは、それだけ戦時体制が深化し、その下での資本の要求が地主利害を桎梏とし、切り捨てるところまで抜き差しならない状況になっていたことを示していた」（365頁）と記されている。ここでは、本書の他の箇所での「不在・不耕作地主」と「在村・耕作地主」の区別という発想（307頁、346頁）は採用されておらず、「地主利害」という用語を使用して一般化が図られている。ある時には区別し、ある時には一緒にして論じるという処置は疑問である。また、「ほとんど壊滅的なところにまで追い込んだ」という点は、実証されていない。

6つめは、「争議状況」という用語についてである。ある時は「争議状況」を使用し（108頁、120頁、130頁、147頁、356頁）、ある時は「農民運動」、「農民組合運動」を使用している（54頁、55頁、111頁、147頁）。しかし、「争議状況」と「農民運動」との関連についての著者の

見解は、明示されていない。評者がみるところ、「争議状況」という用語を使用する際には、農民運動として全国的に展開されていることの意味や農民運動の政治的活動が与えた衝撃、農民運動と無産政党との関連という問題の検討は、後景に退けられている。なお、「農民運動」について言及する場合は、1967年の金原左門氏の説を援用（112頁、152注57）している。金原氏の説を批判した拙稿「1920年代後半の日農・労農党」（『歴史学研究』479号、1980年4月。前掲拙著所収）は、一顧だにされていない。

7つめは、分析対象地域の設定について幾つかの疑問がある。最初の疑問は、1920年代を論じるときに対象とした岐阜県、愛知県、三重県について、それ以後の時期の実態については論及されていないことである。次に、大阪府や名古屋市周辺での「脱農流出」が説かれる（52頁）が、都市周辺だけの事例ではないのかという疑問が直ちにでてくる。この疑問に答えるためには、都市周辺に位置していない地域での事例分析をおこなうべきであったろう。さらに、1920年代の分析において、西日本の農民運動先進地であった奈良県、香川県を対象とした前述の著作に言及することなく立論されている。このように、本書での対象地域の設定については、自説に都合のいい時期、地域のみを対象として分析しているのではないかという疑問が湧き出てくる。こうした疑問を起させないためには、1つの県を対象として1920年から1945年までの全期間にわたって分析すべきであったろう。

8つめは、分析対象地域の県政の分析がなされていないことへの疑問である。本書は、争議への対応が1920年代の「農業政策」の根幹を決定したとみなしている。そうであるならば、中央政府の政策を具体化する場としての県政を分析することは、避けられない課題であったはずである。前掲拙著で検討した如く、農民運動

先進地の香川県においては、農民運動対策をめぐる政治的対立が県政上の大きな問題となっており、県段階での農業政策のあり方をめぐって県会で論戦が戦わされていた。本書の分析対象である岐阜県、愛知県、三重県、新潟県の県政においては、こうした事態は発生しなかったであろうか。

9つめは、「農地立法あるいは小作料統制のロジック」についての疑問である。本書は「農地立法あるいは小作料統制のロジックは、この農地調整法の成立を出発点に政策実施の根拠として用いられることになるのである」(294頁)とし、その「ロジック」とは「戦時の要請する食糧をはじめとする農産物の安定供給にとって、直接耕作者の役割は必須であり、それ故その保護に政策的に対応することの重要性は動かしがたいとする」(293-294頁)のものであると規定されている。しかし、これは農林官僚のみの独自の「ロジック」とはいえない。こうした発想を社会大衆党や農地制度改革同盟も有していたことについては、小倉氏が既に分析している(小倉氏著書、627-637頁、765-785頁、858頁)。

最後は、「農政官僚」の「アグラリアンとしての特質」(362頁)というカタカナ表記についての疑問である。どのような訳を採用するかによって、意味内容が異なってくる。「アグラリアン」の意味内容については、小倉武一

氏の指摘がある。「土地均分主義者」という意味と「農業者の利益を擁護することを目的とする党派に属する者」という2つの意味があり、「土地均分と農業者の利益擁護とを一緒にすれば、農本主義ということもできる」との説である(「農本主義と土地問題」, 小倉武一『ある農政の遍歴』新葉書房, 1967年, 160頁)。明確な規定をしないままでカタカナ表記を使用することは、議論の混乱を招くだけである。

おわりに

研究のあり方について、一言述べておきたい。他者の研究への対応における本書の特徴の1つは、自説と異なる学説への批判を行わずに無視したままで立論されていることである。小倉武一氏、大竹啓介氏の著作への対応、庄司俊作氏の農地改革研究への対処、拙著の取り扱い等々に、そのことが如実に示されていた。自己の見解と異なる説を無視し自分は自分の信じることを書くという態度からは、研究者間の相互批判ということも、他者から学ぶということもできないのではなからうか。

共に学んだこともあるが故に、あえて苦言を呈する次第である。

(平賀明彦著『戦前日本農業政策史の研究-1920-1945』日本経済評論社, 2003年8月刊, 定価5,700+税)

(よこぜき・いたる 法政大学大原社会問題研究所
兼任研究員)